

畜産振興事業補助実施細則

(平成 21 年度)

地方競馬全国協会

平成 21 年度 畜産振興事業補助実施細則

平成 21 年度における畜産振興補助事業の実施にあたっては、畜産振興事業補助実施要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、この細則によるものとする。

1．事業主体

- ア． 要綱第 2 の 3 の (2) の「農業協同組合連合会」には、都道府県の区域内において補助事業を実施しようとする従たる事務所を有する全国の区域を事業地区とする農業協同組合連合会を含む。
- イ． 要綱第 2 の 3 の (4) の「営農集団」は、農業者が構成員数の過半数を占めているものとする。
- ウ． 要綱第 2 の 3 の (6) の「公社等」は、該当団体の出資額が総出資額の 50% を超えているもの又は該当団体の員数が構成員数の過半数を占めているものとする。

2．補助金の額

要綱第 3 の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、それを切捨てた額とする。

3．選定申請書の提出期日

要綱第 5 の 1 の補助事業の選定申請書の提出期日は、次のとおりとする。

事業名	選定申請書提出月日
(3) 奨励金交付事業	平成 21 年 5 月 29 日
(3) 導入貸付事業	
(4) 優良種雄馬繁殖奨励	平成 21 年 11 月 10 日
(4) 子馬生産奨励	
(4) 改良促進奨励	
(1) 地域畜産支援指導等体制強化	平成 21 年 3 月 31 日
上記以外の事業	平成 21 年 3 月 31 日

4．加算金及び延滞金の額の計算

要綱第 17 に規定される加算金及び延滞金の納付は、要綱の定めによるほか、次により計算するものとする。

ア．加算金の計算

- (ア) 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における要綱第 17 の 1 の規定の適用については、返還をしなければならない額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還をしなければならない額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還をしなければならない額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとす。
- (イ) 要綱第 17 の 1 の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還をしなければならない補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還をしなければならない補助金の額に充てられたものとする。

イ. 延滞金の計算

要綱第 17 の 2 の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還をしなければならない補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

ウ. ア及びイの規定による加算金及び延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

5. 指定財産の処分等の制限期間

要綱第 7 の(6)、第 18 の 1 及び第 19 の 2 のただし書の規定による協会が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第 1 から別表第 6 までに定められたそれぞれの耐用年数とする。

6. 補助事業の要件欄の別に定める事項

要綱別表の補助事業の要件の欄で別に定めることとした事項の取扱いについては、次のとおりとする。

ア. 馬の改良増殖推進事業の(2)種雄馬の導入(農用馬)のイの「別に定める登録」は次のとおりとする。

(ア) 国内購買にあつては、社団法人日本馬事協会の登録

(イ) 外国購買(外国産馬の導入を含む。)にあつては、輸出国の登録団体の登録

イ. 馬の改良増殖推進事業の(2)種雄馬の導入(農用馬)のウの「導入する種雄馬のその他の要件」は、次のとおりとする。

(ア) 導入する種雄馬の年齢は、国内購買にあつては購買時 1 歳以上 10 歳以下、外国購買にあつては購買時 2 歳以上 6 歳以下であること。

(イ) 導入する種雄馬は、外国購買にあつてはペルシュロン種及びブルトン種であること。

ウ. 馬の改良増殖推進事業の(3)農用種雌馬の改良増殖推進 奨励金交付事業のエの奨励金の交付対象となる農用種雌馬のその他の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

(ア) 奨励金交付対象馬が導入又は自家保留後 3 ヶ年以内に滅失したときは、速やかに滅失した理由及び事後の対応を記載した書類を協会に提出するとともに、奨励金交付対象馬と同条件の代替馬を導入すること。

(イ) 前記(ア)の同条件の代替馬とは、奨励金交付対象馬の滅失時と代替馬導入時の品種及び馬齢が、原則として同一であることをいう。

エ. 馬の改良増殖推進事業の(3)農用種雌馬の改良増殖推進 導入貸付事業のエの導入費の対象となる農用種雌馬のその他の「別に定める要件」は次のとおりとする。

(ア) 導入した貸付馬が貸付契約期間内に滅失したときは、速やかに滅失した理由及び事後の対応を記載した書類を協会に提出するとともに、貸付契約時と同条件の代替馬を導入すること。

(イ) 前記(ア)の同条件の代替馬とは、導入貸付対象馬の滅失時と代替馬導入時の品種及び馬齢が、原則として同一であることをいう。

オ. 馬の改良増殖推進事業の(4)農用馬の繁殖奨励の 優良種雄馬繁殖奨励〔種付奨励〕の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

(ア) 社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく繁殖登録を受けている輓系馬であること。

(イ) 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けていること。

(ウ) 年間(当該年の1月1日から12月31日までをいう。)の種付頭数が、純粋種にあっては1頭以上、純粋種以外にあってはおおむね15頭以上であること。

カ. 馬の改良増殖推進事業の(4)農用馬の繁殖奨励の 子馬生産奨励〔生産奨励〕の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

当該年(1月1日から12月31日までをいう。)に生まれ、社団法人日本馬事協会の種馬登録規程に基づく血統登録(補助血統登録を含む。)を受けた輓系馬であること。(血統登録前に死亡した子馬は補助の対象としない。)

キ. 馬の改良増殖推進事業の(4)農用馬の繁殖奨励の 改良促進奨励〔改良促進奨励〕の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

(ア) 帯広市が行う地方競馬能力検査の合格馬(複数回合格馬にあっては初回合格馬のみ対象)の父馬であること。

(イ) 帯広市が行う地方競馬能力検査の合格馬(複数回合格馬にあっては初回合格馬のみ対象)の母馬であること。

ク. 馬の改良増殖推進事業の(4)農用馬の繁殖奨励の 改良促進奨励〔保留奨励〕の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

当該年(1月1日から12月31日までをいう。)に帯広市が行う地方競馬において初出走(地方競馬全国協会の馬登録後初回の出走、いわゆるデビュー戦を指す。ただし、出走取消及び競走除外は出走とは認めない。)をした競走馬の母馬であり、自身も地方競馬での出走経歴を持つ種雌馬であること。

ケ. 馬の改良増殖推進事業の(4)農用馬の繁殖奨励の 生産技術指導のイの「別に定める要件」は、次のとおりとする。

(ア) 指導奨励金交付対象団体は、農用馬の生産振興のために組織された都道府県馬産振興協議会等、農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

(イ) 指導奨励金交付対象事業は、

農用馬を飼養する者(以下「飼養者」という。)を指導する技術者又は飼養者を対象として行う技術講習会

社団法人日本馬事協会が行う馬事技術指導者養成研修を修了した者又は馬の人工授精師若しくは獣医師が飼養者を巡回して行う生産技術指導とする。

(ウ) 指導奨励金は、北海道にあっては支庁単位、都府県にあっては都府県単位を1指導地区とするものとし、原則として指導地区ごとに交付するものとする。

コ. 都道府県畜産協会等が実施する の畜産経営技術指導事業の(1)地域畜産支援指導等体制強化のイからオまでの事業における共通の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

(ア) 地域畜産事情に基づく要件について、事業計画目標を明確に設定し、その目標が一定水準以上であること。

(イ) 自主財源等による財政基盤強化計画書を策定していること。

(ウ) 都道府県からの一定水準以上の財政負担等があること。

サ. 都道府県畜産協会等が実施する の畜産経営技術指導事業の(1)地域畜産支援指導等体制強化のアからオまでの事業における個別の「別に定める要件」は、次のとおりとする。

(ア) アの事業においては、地域畜産支援指導実施体制の整備が一定水準以上であること。

(イ) イの事業においては、公益的事業(消費者等対象の畜産知識増進活動の推進等)の実績が一定水準以上であること。

(ウ) ウの事業においては、地方公共団体及び中央団体からの畜産振興補助・委託事業の実績が一定水準以上であること。

(エ) エの事業においては、地域の畜産情勢に対応するために地域団体との連携協調が一定水準以上であること。

(オ) オの事業においては、地域の畜産情勢に対応するために先見性を備える等の事業であること。

シ. 中央畜産会が実施する の畜産経営技術指導事業の(1)地域畜産支援指導等体制強化の事業における「アからオに準ずる業務及び支援指導業務における別に定める要件」は、次のとおりとする。

都道府県畜産協会等に対する支援指導等を実施する中央団体として、事業計画目標を明確に設定していること。

7. 補助率等欄の定額

要綱別表の補助率等に規定する「定額」は、次に掲げるとおりとする。

補助事業名	区 分	定 額
馬の改良 増殖推進事 業	(3) 農用種雌馬の改良増殖推進	奨励金交付事業
		純粋種繁殖奨励費 1頭 189,000円以内
		農用種雌馬繁殖奨励費 1頭 126,000円以内
		事務手数料
		1~9頭まで 22,000円以内
		10頭以上 33,000円以内
		導入貸付事業
		純粋種雌馬導入費 1頭 189,000円以内
		農用種雌馬導入費 1頭 126,000円以内
		事務手数料
	1~9頭まで 22,000円以内	
	10頭以上 33,000円以内	
	(4) 農用馬の繁殖奨励	ただし、当該補助事業年度に事業主体に種雌馬を販売した飼養者に対して、販売された種雌馬と同一の種雌馬を貸し付ける場合は、補助対象外とする。
		優良種雄馬繁殖奨励〔種付奨励費〕
純粋種 1頭 62,000円以内		
純粋種以外 1頭 31,000円以内		
事務手数料		
1~49頭まで 22,000円以内		
50頭以上 44,000円以内		

補助事業名	区 分	定 額
		子馬生産奨励
		〔生産奨励費〕
		純粋種 1頭 35,000円以内
		純粋種以外
		当該年の奨励金対象馬（純粋種を含む）が6頭以上の生産者 1頭 28,000円以内
		当該年の奨励金対象馬（純粋種を含む）が3頭以上5頭以下の生産者 1頭 24,000円以内
		当該年の奨励金対象馬（純粋種を含む）が1頭以上2頭以下の生産者 1頭 20,000円以内
		事務手数料
		1～99頭まで 22,000円以内
		100～499頭まで 44,000円以内
		500頭以上 88,000円以内
		改良促進奨励
		〔優良種雄馬改良促進奨励費〕
		合格馬1頭当たり 25,000円以内
		事務手数料
		合格馬頭数
		1～49頭まで 22,000円以内
		50頭以上 44,000円以内
		〔優良種雌馬改良促進奨励費〕
		合格馬1頭当たり 100,000円以内
		事務手数料
		合格馬頭数
		1～49頭まで 22,000円以内
		50～199頭まで 33,000円以内
		200頭以上 44,000円以内
		〔優良種雌馬保留奨励費〕
		出走馬1頭当たり 100,000円以内
		事務手数料
		1事業主体 22,000円以内

上記以外の定額にあっては、その都度定める。